

平成 24 年 9 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング20階

日本リテールファンド投資法人

代表者名 執行役員 難波修一

(コード番号 8953)

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 久我卓也

問合せ先 リテール本部長 今西文則

TEL. 03-5293-7081 E-mail: jrf-8953.ir@mc-ubs.com

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

日本リテールファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 24 年 9 月 11 日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集による新投資口発行

(1) 募 集 投 資 口 数：下記①及び②の合計による本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）194,500 口

① 下記の各募集における国内引受会社及び海外引受会社の買取引受けの対象投資口数として本投資口 190,000 口

国内一般募集 95,000 口

海外募集 95,000 口

② 海外募集における海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象投資口の上限として本投資口 4,500 口

(2) 払込金額（発行価額）（注 1）： 1 口当たり 124,230 円

(3) 払込金額（発行価額）の総額（注 2）： 24,162,735,000 円

(4) 発行価格（募集価格）（注 1）： 1 口当たり 128,310 円

(5) 発行価格（募集価格）の総額（注 2）： 24,956,295,000 円

(6) 申込期間（国内一般募集）： 平成 24 年 9 月 25 日(火)～平成 24 年 9 月 26 日(水)

(7) 払 込 期 日： 平成 24 年 10 月 1 日(月)

(8) 受 渡 期 日： 平成 24 年 10 月 2 日(火)

(注 1) 引受人は払込金額（発行価額）で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

(注 2) 海外引受会社が上記(1)②記載の権利をすべて行使した場合の上限金額です。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文章であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売 出 投 資 口 数 :	4,500 口
(2) 売 出 価 格 :	1 口当たり 128,310 円
(3) 売 出 価 額 の 総 額 :	577,395,000 円
(4) 申 込 期 間 :	平成 24 年 9 月 25 日(火)～平成 24 年 9 月 26 日(水)
(5) 受 渡 期 日 :	平成 24 年 10 月 2 日(火)

3. 第三者割当による新投資口発行

(1) 払 込 金 額（発行価額）:	1 口当たり 124,230 円
(2) 払込金額（発行価額）の総額（上限）:	559,035,000 円
(3) 申 込 期 間（申込期日）:	平成 24 年 10 月 30 日(火)
(4) 払 込 期 日:	平成 24 年 10 月 31 日(水)

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算 定 基 準 日 及 び そ の 価 格 :	平成 24 年 9 月 24 日(月)	131,600 円
(2) デ ィ ス カ ウ ン ト 率 :		2.5%

2. シンジケートカバー取引期間

平成 24 年 9 月 27 日(木)～平成 24 年 10 月 26 日(金)

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

国内一般募集における手取金（11,801,850,000 円）及び海外募集における手取金上限（12,360,885,000 円）は、平成 24 年 9 月 11 日付で公表した「国内不動産及び国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。）の取得資金の一部に充当します。なお、第三者割当による新投資口発行の手取金上限（559,035,000 円）は、当該特定資産の取得に付随する諸費用の一部に充当し、残余が生じた場合、国内一般募集及び海外募集並びに第三者割当による新投資口の発行にかかる費用に充当し、なお残余が生じた場合、借入金の返済に充当します。

以上

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文章であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

